

入間市手数料条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の種類	金額		事務の種類	金額	
1～47 略			1～47 略		
48	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査		48	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までに規定する長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	<p>1戸につき、次の各号に定める額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>新築の場合 6,000円</p> <p>増築又は改築の場合 10,000円</p> <p>イ 共同住宅等</p> <p>新築の場合 13,000円を申請戸数で除して得た額</p> <p>増築又は改築の場合 21,000円を申請戸数で除して得た額</p> <p>(2) 長期優良住宅建築等計画に関する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評</p>
		(1) 長期優良住宅建築等計画に関する住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第8			

1号。次項において「住宅品質確保法」という。)

第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。次項において同じ。）又はこれらの写しが提出された場合

ア 一戸建ての住宅

新築の場合 8,000円

増築又は改築の場合 13,000円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。次号において同じ。）

新築の場合 17,000円

増築又は改築の場合 25,000円

(2) 前号以外の場合

ア 略

イ 共同住宅等

新築の場合 127,000円

増築又は改築の場合 194,000円

(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建

価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。次項において同じ。）

_____の写しが提出された場合

ア 一戸建ての住宅 23,000円

イ 共同住宅等 72,000円を申請戸数で除して
得た額

(3) 前二号以外の場合

ア 略

イ 共同住宅等

新築の場合 127,000円を申請戸数で除して

得た額

増築又は改築の場合 194,000円を申請戸数

で除して得た額

(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定（以下「建

		<p>築基準関係規定」という。)に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、<u>前二号</u>に定める額に、32の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(同法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物)にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)を_____加算した額</p>			<p>築基準関係規定」という。)に適合するかどうかの審査の申出があつた場合は、<u>前三号</u>に定める額に、32の項の定めるところにより算定した建築物確認申請又は計画通知手数料の額(同法第6条の3又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を併せて申し出る場合については、一の建築物(同法第20条第2項の規定により別の建築物とみなされる建築物)にあつては、当該別の建築物とみなされる建築物)ごとに、構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより適正に行われたものは120,700円、その他のものは174,600円を加算した額)を<u>申請戸数</u>で除して得た額を加算した額</p>		
49	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 変更後の長期優良住宅建築等計画に関する住宅品質確保法第6条の2第3項の確認書若し</p>	49	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の変更の認定の審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料</p>	<p>1戸につき、次の各号に定める額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 (1) 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限り)が提出された場合 前項第1号に定める額に2分の1を乗じて得た額 (2) 変更後の長期優良住宅建築等計画に関する住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住</p>

		<p>くは同条第4項の住宅性能評価書又はこれらの 写しが提出された場合 前項第1号に定める額 に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(2) 前号 以外の場合 前項第2号に定める額 に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8条第2項の規定により準用する同法第6条第 2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準 関係規定に適合するかどうかの審査の申出があ った場合は、前二号に定める額に、32の項の定 めるところにより算定した建築物確認申請又は 計画通知手数料の額（建築基準法第6条の3又 は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性 判定を併せて申し出る場合については、一の建 築物（同法第20条第2項の規定により別の建 築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建 築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が 同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定 する国土交通大臣の認定を受けたプログラムに より適正に行われたものは120,700円、その他 のものは174,600円を加算した額）を _____ 加算した額</p>			<p>住宅性能評価書 _____ の 写しが提出された場合 前項第2号に定める額 に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(3) 前二号以外の場合 前項第3号に定める額 に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8条第2項の規定により準用する同法第6条第 2項の規定に基づき、当該計画変更が建築基準 関係規定に適合するかどうかの審査の申出があ った場合は、前三号に定める額に、32の項の定 めるところにより算定した建築物確認申請又は 計画通知手数料の額（建築基準法第6条の3又 は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性 判定を併せて申し出る場合については、一の建 築物（同法第20条第2項の規定により別の建 築物とみなされる建築物にあつては、当該別の建 築物とみなされる建築物）ごとに、構造計算が 同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定 する国土交通大臣の認定を受けたプログラムに より適正に行われたものは120,700円、その他 のものは174,600円を加算した額）を申請戸数で除 して得た額を加算した額</p>		
50	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	譲受人を決定した場	2,200円	50	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	譲受人を決定した場	1戸につき、2,200円

<p>第9条第1項合にお 及び第3項にける長 規定する譲受期優良 人を決定した住宅建 場合における築等計 長期優良住宅画の変 建築等計画の更認定 変更の認定の申請手 申請に対する数料 審査</p>		<p>第9条第1項合にお にける長 規定する譲受期優良 人を決定した住宅建 場合における築等計 長期優良住宅画の変 建築等計画の更認定 変更の認定の申請手 申請に対する数料 審査</p>	
<p>51 長期優良住宅地位の の普及の促進承継の に関する法律承認申 第10条に規定請手数 する地位の承料 継の承認の申 請に対する審 査</p>	<p>2,200円</p>	<p>51 長期優良住宅地位の の普及の促進承継の に関する法律承認申 第10条に規定請手数 する地位の承料 継の承認の申 請に対する審 査</p>	<p>1戸につき、2,200円</p>
<p>52～76 略</p>		<p>52～76 略</p>	
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>	